

議案第37号	三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について			
公園みどり課	平成24年4月1日から都市公園として新たに下深田公園の供用を開始するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。			
【関係法令】 都市公園法				
【改正理由】 都市公園として新たに下深田公園を追加するため。				
【改正内容】 平成24年4月1日から都市公園として新たに下深田公園の供用を開始【別表第1関係】				
151	下深田公園	三田市下深田字杵坂奥746番 875	街区公園	213.11㎡
※供用公園数【現行】150公園⇒【改正後】151公園				
【施行期日】 平成24年4月1日				